

議員提出議案第 6 号

中海の水質保全対策の積極的な推進を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 12 日

福祉生活病院常任委員会

委員長 伊 藤 保

## 中海の水質保全対策の積極的な推進を求める意見書

中海は一級河川斐伊川水系の最下流部に位置し、鳥取・島根両県にまたがり全国第5位の広さを有する湖である。宍道湖とともに平成17年にラムサール条約湿地に登録された日本最大の汽水域で、国際的に保全すべき重要な地域であり、国内有数の渡り鳥の飛来地ともなっている。

中海は、次世代に引き継ぐべき貴重な財産であるが、社会経済活動の進展に伴う富栄養化現象だけでなく、戦後の食糧難解決に向けて、干拓による農地造成と淡水化による農業用水確保のため国が推進した「国営中海干拓淡水化事業」により大きく環境が変化し、水質等の悪化に悩まされてきた。

事業中止から現在まで、中海の水質浄化に対して本県をはじめ沿岸の自治体は巨額の費用を負担してきたが、国策として推進した事業である以上、中止後の環境整備等は国として責任をもって対応すべきである。

平成元年2月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼とされ、以来25年以上にわたり、鳥取県と島根県は「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定して、関係機関と連携して鋭意、水質の浄化に取り組んできた。加えて、平成22年4月には、鳥取・島根両県と沿岸の4市、国の関係機関が共同で「中海会議」を設置し、早期に水質改善を図るために様々な対策を取り組んでいるところである。

しかしながら、中海は汽水域であるため汚濁原因が複雑で未解明な部分が多いこと、また、国が現在行っている浅場造成等の対策は小規模で効果が限定的であること等から、水質汚濁に係る環境基準は未だ達成されていない。豊かで多様な中海の自然環境を保全していくためには、これまで以上の取組みが必要であり、水質悪化の背景も鑑み、河川管理者である国が水質保全対策に一層積極的な役割を果たすことが重要である。

については、下記の事項について真摯に対応されるよう強く要望する。

### 記

- 1 中海の水質改善に向けて、国レベルで実施された流動や堤防開削に係る影響の調査等により、汚濁原因の解明を図ること。
- 2 従来からの浅場造成、植生帯の復元の規模拡大に加え、海藻回収による湖底環境の改善、窪地対策など、新たな対策の検討も含め、具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。
- 3 湖沼水質保全計画などに基づき沿岸の地方自治体が実施する事業に対して直接助成する制度を創設する等、財政支援をさらに拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長  
參議院議長  
內閣總理大臣  
國交通大臣  
環境大臣

長臣  
長臣  
大臣  
大臣  
大臣

様

